

鳥取県告示第 119 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 2 月 9 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

日野郡江府町大字助澤字細谷8の1、8の4、8の5、8の8、8の10、9の1、10の1、10の2、字細谷上ミ11の1、11の2、12の1、12の2、13、字ノロ404、405の1から405の3まで、大字下蚊屋字三平486の5(次の図に示す部分に限る。)、486の35、489の1から489の3まで(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)、大字御机字本谷707の2、字細谷742の1、742の2、743の1から743の4まで、744の1から744の8まで、744の9・744の11(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、744の14、744の15(次の図に示す部分に限る。)、字上城平834、大字俣野字林ケ谷奥2581、字林ケ谷2582、字吉ケ谷カゲ2587、2588、字吉ケ谷日向2590から2593まで、字穴ケ峠平2597、2598、2599の1、2600から2602まで、字荒神ノ峯2702、2703の1、2703の2、字後口ノ谷2711、字三平山深山口平2715の1、字牧塔2716、字地極谷2717、2718、2719の1、字三平山ウレ石平2723の1(次の図に示す部分に限る。)、2723の9、字熊野山3290の1、3290の8から3290の11まで

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、江府町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

日野郡江府町大字御机字西荒堀199(次の図に示す部分に限る。)、字向山732の1

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、江府町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び江府町役場に備え置いて縦覧に供する。)